

# 青森短期大学非常勤講師規程

第1条 本学の非常勤講師については、この規程に定めるところによる。

第2条 非常勤講師は、青森短期大学教育職員資格審査規程第8条の規定による資格を有する者又は専門科目について学術上の知識経験を有する者を委嘱する。

第3条 非常勤講師を委嘱しようとするときは、学長は教育職員資格審査委員会にはかり、その推薦に基づき、教授会においてこれを審議し、理事長に申請する。

2. 前項の申請に基づき理事長が委嘱する。

第4条 非常勤講師の委嘱期間は1年とする。なお、委嘱期間が1年を超える場合は、1年ごとに更新する。

第5条 非常勤講師の業務内容については、委嘱の際学長がその都度これを定める。

第6条 非常勤講師の勤務条件等については別に定める。

附 則

この規程は昭和37年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規程の改正は平成22年4月1日から施行する。